

# ご存知ですか？



## 非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度

非自発的失業者とは・・・自らの意志で離職したのではなく、務めていた会社の倒産、リストラなど非自発的な理由により離職を余儀なくされた失業者のことをいいます。

### ■ 制度の概要

倒産や解雇などで非自発的な離職を余儀なくされた65歳未満の失業者について、国民健康保険税の所得割算定に用いる前年所得のうち、給与所得を3割に減額して計算します。

軽減の期間は、離職の翌日から翌年度末までです。国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### ■ 対象となる方

ハローワークから交付される『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』の離職理由欄に記載されている離職理由コードが、**11. 12. 21. 22. 31. 32**の「特定受給資格者」と、**23. 33. 34**の「特定理由離職者」が軽減の対象となります。

<参考：特定受給資格者に対応する離職理由コード>

- 11 解雇
- 12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21 雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
- 22 雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
- 31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

<特定理由離職者に対応する離職理由コード>

- 23 期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
- 33 正当な理由のある自己都合退職
- 34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

### ■ 申請方法

ハローワークから交付される『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』をご持参の上、養父市役所健康医療課または各地域局まで届出ください。

### ■ 軽減の開始と期間について

離職の翌日から翌年度末までが軽減対象期間となります。

【お問い合わせ窓口】養父市役所

健康医療課 079-662-3165  
税務課 079-662-3164